

令和5年2月21日

各位

厚真町産業経済課農業担当参事

「令和5年度農地利用効率化等支援交付金」の要望調査について

このことについて、次により要望調査を実施しますので、希望の方は**令和5年2月24日（金）まで**に必ずご来庁の上、関係書類の提出をお願いします。

また、**本事業の概要・配分基準表は農業グループまたは厚真町ホームページ**でご確認ください。

記

1. 農地利用効率化等支援交付金（令和5年度当初予算）

(1) 事業内容

金融機関から融資を受け、農業用機械等を導入する農業者等に対し、補助金の交付を行う事業です。

(2) 補助率 事業費の3/10以内（上限：300万円 個人・法人問わず）

下記の①から③によって算定した額のうち、最も低い金額
①事業費×3/10 ②融資額 ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

(3) 事業要件

導入予定の機械等を活用し、令和7年度までに2項目で成果目標（必須目標及び選択目標それぞれ1項目）を設定し、達成すること。

| | | |
|--------------------------|---|----------------------|
| 必須目標 | 付加価値額の拡大 | |
| 選択目標 (1項目選択) | ①農産物の価値向上 ②単位面積当たり収量の増加 ③経営コストの縮減 | |
| 事業関連目標 (ポイント算定する場合必須) | ⑤経営面積の拡大 ⑥労働時間の縮減 ⑦経営管理の高度化 | ⑧農作業の共同化 ⑨他産業との連携 |

3. 共通事項

- 令和6年3月までに事業完了できること（納品、支払の完了）
- 整備内容ごとの事業費が50万円以上（本体価格）であること
- 人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられていること
- 園芸施設共済や農機具共済、民間業者の保険等に加入すること
- 既存機械の更新ではないこと
- 過去の本事業または経営体育成支援事業等で設定した目標を達成していること

4. 受付期間

令和5年2月22日（水）～2月24日（金）

※期限が短く大変申し訳ありませんが、期限厳守をお願いします。

5. 必要書類

- (1) 導入予定機材のカタログ、見積書
- (2) 青色申告書の決算書等の収入総額、費用総額及び人件費がわかる書類
- (3) 消費税申告書の写し
- (4) 別紙1『目標の選択』及び目標を選択するための根拠となる資料
- (5) 『目標ポイントの算定』及びポイントを加算するための根拠となる資料
- (6) 参考資料1 販売計画・収支計画・付加価値額計画及び算定するための根拠となる資料

6. 提出先

厚真町役場 産業経済課 農業グループ (電話 0145-27-2419)

本事業は、目標に応じたポイント制で上位の市町村から採択となります。

また、採択ラインのポイントが年々高くなっており、昨年度よりボーダーラインが上がる
ことが予想されています。

このため、受付期間中に申込みいただいた方の中から、過去の採択ラインのポイント等を参考に対象者を選考させていただきます。(お申込みいただいてもポイントによっては対象と
ならない場合がありますが、厚真町として事業採択を受けるための取組として、ご理解の程
お願いいたします。)